スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名:鎌倉市スポーツ協会] [記載日:令和6年10月1日]

【対応状況に係る自己評価】

A:対応している

B: 一部対応している C: 対応できていない

項目	対応状況	
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。		
(1) 法人格を有する団体は,団体に適用される法令を遵守しているか。		
(2) 法人格を有しない団体は, 団体としての実体を備え, 団体の規約等	Λ	
を遵守しているか。	Α	
組織や事業運営について規約を定め、それを遵守している。		
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	۸	
	А	
法令、条例、規則などを遵守し、運営している。		
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整	۸	
備しているか。	А	
規約に則り役員を定め、役員会及び理事会の議決を持って、団体運営及び	び事業運営	
を決定している。		
原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。		
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	۸	
	А	
基本方針を策定し、事業計画書に記載し公表している。		
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。		
(1) 役職員に対し, コンプライアンス教育を実施しているか, 又はコン	D	
プライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	В	
コンプライアンス教育は実施していないが、他団体によるコンプライアご	ンスに関す	
る研修等の情報を提供し、参加を促している。		
(2) 指導者, 競技者等に対し, コンプライアンス教育を実施している		
か,又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	В	
指導者、競技者に対しての、コンプライアンス教育は実施していないが、	、他団体に	
よるコンプライアンスに関する研修等の情報を、加盟団体の事務局を通じて間接的		
- に提供し、参加を促している。		

原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守している	D
か。	В
規約に基づき適切な会計処理を行っているが、財務・経理に関する細部	規程が未整
備なため、今後は整備に努める。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、	٨
ガイドライン等を遵守しているか。	Α
市からの補助金の利用に際しては、市の定める当該補助金に関する実施	要項等を遵
守している。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	_
	Α
規約に基づき、監事による監査を行うとともに、理事会において前年度の	の会計報告
の承認を受けている。	
原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに,組織運営に係る情	青報を積極
的に開示することにより,組織運営の透明性の確保を図るべきである	0
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	
(-) A 1-1-2 - (11) [K/13/3 - C/C 3/-13 - C/C 3/6	۸
	Α
ホームページや年に一度発行する会報において、役員体制や会計処理に	
ホームページや年に一度発行する会報において、役員体制や会計処理に	ァ・ 関する情報
ホームページや年に一度発行する会報において、役員体制や会計処理にを公表している。	
ホームページや年に一度発行する会報において、役員体制や会計処理にを公表している。	ア・ 関する情報 A
ホームページや年に一度発行する会報において、役員体制や会計処理に を公表している。 (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	ア・ 関する情報 A
ホームページや年に一度発行する会報において、役員体制や会計処理に を公表している。 (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 ホームページにおいて、事業報告および収支報告、事業計画および予算	関する情報 A 書等を遅滞
ホームページや年に一度発行する会報において、役員体制や会計処理に を公表している。 (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 ホームページにおいて、事業報告および収支報告、事業計画および予算なく開示している。	関する情報 A 書等を遅滞
ホームページや年に一度発行する会報において、役員体制や会計処理にを公表している。 (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 ホームページにおいて、事業報告および収支報告、事業計画および予算なく開示している。 原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合	関する情報 A 書等を遅滞
ホームページや年に一度発行する会報において、役員体制や会計処理に を公表している。 (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 ホームページにおいて、事業報告および収支報告、事業計画および予算なく開示している。 原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合 ンスコード < NF 向け > の個別の規定についても、その遵守状況につい	対 A 書等を遅滞 は、ガバナ いて自己説
ホームページや年に一度発行する会報において、役員体制や会計処理にを公表している。 (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 ホームページにおいて、事業報告および収支報告、事業計画および予算なく開示している。 原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ンスコード < NF 向け > の個別の規定についても、その遵守状況につい明及び公表を行うべきである。	対 A 書等を遅滞 は、ガバナ いて自己説
ホームページや年に一度発行する会報において、役員体制や会計処理にを公表している。 (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 ホームページにおいて、事業報告および収支報告、事業計画および予算なく開示している。 原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合 ンスコード < NF 向け > の個別の規定についても、その遵守状況につい 明及び公表を行うべきである。 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード < NF 向け > の規定についまして の規定についても の	対 A 書等を遅滞 は、ガバナ いて自己説